HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	家庭内犯罪に関する横断的研究［論文内容及び審査の要旨］
Author(s)	Zuo, Xingyu
Degree Grantor	北海道大学
Degree Name	博士(法学)
Dissertation Number	甲第16203号
Issue Date	2025-03-25
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/95107
Rights(URL)	https://creativecommons.org/licenses/by/4.0/
Type	doctoral thesis
File Information	Zuo_Xingyu_abstract.pdf, 論文内容の要旨

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

学 位 論 文 内 容 の 要 旨

博士の専攻分野の名称： 博 士（法学）　　氏名　　左 婷雨

学 位 論 文 題 名

家庭内犯罪に関する横断的研究

本論文では、家庭内犯罪を中心に、その立法、解釈および特徴を比較法の視点から検討を加える。

序章は、問題を提起し、近時の各国における家庭に関する刑法規定を紹介する。

新型コロナウイルスの流行は収束したものの、その影響は依然として世界に残り続けている。この激動の時代において、「家庭」とは何か、その概念の変容が私たちの生活にどのような影響を与えるのかを考えることは重要である。地域を問わず、家庭は個人生活において不可欠な存在であり、各国における家庭に対する異なる理解を比較・検討することは、現代の家庭の本質を究明するうえで有用である。

こうした問題意識を踏まえ、文化的・歴史的背景の差異に基づき、東アジア諸国と欧米諸国に分けて、それぞれの現行規定を整理する。まず、東アジア諸国について、日本、中国、韓国、台湾刑法における家庭に関する条文を分析した。これらの国々では、親族・家族の定義や範囲に関する明確な規定は存在しないが、親族関係に基づく刑の減軽・免除、あるいは加重に関する規定、親族関係が構成要件とされる規定、婚姻・家庭の保護を目的とする特設規定などが存在する。また、家庭内暴力への法的対応が活発化している点も特徴的である。

次に、欧米諸国については、成文法を持つドイツ・フランスと、不文法に依拠するイギリス・アメリカにおける家庭関連の条文を整理する。特にドイツは刑法で親族・家族を明確に定義しており、家庭内問題の法的根拠が充実している。一方、他国では民法などの規定に準用されるケースが多い。本章の最後では、各国の家庭に関する刑法規定を比較し、「家庭」という概念が国境を越えた刑法上の課題であるという結論に至る。

第一章では、「家庭」という言葉の各言語における表現を出発点として、社会制度としての家庭制度に関する問題を提起した。まず、言語表現の変化が家庭・家族の変容にどのように影響しているかを分析した。家庭の変容は、必然的に家族の変容と連動し、政治・経済の改革や発展がその背景にあると結論を付ける。

次に、婚姻制度の変容を考察し、婚姻の主体としての「カップル」の範囲を拡張すべきであると主張する。また、「自己決定」に関する議論を取り上げ、自律を尊重しつつも公平と正義を実現するために、自律の尊重と公共の幸福との間でどのように境界を設定すべきかを考察する。この議論を通じて、ドイツの憲法判例を例に挙げ、社会状況を考慮した刑法の適用可能性について論じる。

第二章では、家庭内犯罪を考察する際に用いる基本的な理論を説明する。まず、責任について広義の解釈を支持し、日常的な行動を超えて責任を伴う行為としての暴力に焦点を当てる。現代社会における暴力の性質が多面的であることを認識し、特に家庭内犯罪における責任問題の重要性を指摘する。また、陪審制度と責任の関係について論じ、本研究は「国民の健全な社会常識によって刑事責任の成否を決定する」という立場を支持する。

次に、ハートによる道徳と法律の関係についての議論を取り上げた。家庭内犯罪において道徳と法律が交錯する場面では、両者の調和が重要であると主張する。また、社会危害性に関する認識が違法性の意識や責任に関連することを論じた。最後、「合理的一般人」と「素人領域における並行的評価」における「素人」との概念を説明する。

第三章から、具体的な規定や判例を取り上げ、議論を展開する。第三章はドイツ、日本、中国の刑法には親族相盗に関する特別規定をめぐり、各国の議論及び裁判例を紹介し、検討を加える。

まず、ドイツは日本や中国と異なり、刑法において家族や家庭の範囲を詳細に規定している。この規定は、ドイツにおける家庭内の問題を取り上げる際の重要な根拠となっている。さらに、ドイツにおける親族相盗において、窃盗罪は個人の財産を保護する一方で、親族特例の設定は「家庭および家族の平和」を保護することを目的としている。それに対して、日本と中国はドイツのように刑法で明確に親族の範囲を規定していないが、民法がそれを規定する一方、歴史・文化および社会的感覚で人々は実際に自分には「家庭観・家族観」が形成している。そのため、日中における家庭内の財産犯罪に対する処罰を極力的に避けるという傾向がある。次に、同章では、「親族」、「家族」、「家庭構成員」などの概念を区分し、親族相盗の適用範囲を検討する。最後、英米法における親族相盗を補足的に紹介し、財産保険や責任保険を活用して親族相盗に対応することが可能であるという示唆を論じる。

第四章では、家庭内での自由に対する犯罪を考察する。まず、刑法における「自由に対する犯罪」における「自由」の概念を説明する。そこで、家庭という場に身を置くことで保護を受ける一方、自由が一定程度制限される場合もある。しかも、家庭構成員間で特定の事情について特別な共通認識が形成された場合、家庭構成員の意思に反するかどうかを判断する基準は、一般の状況とは異なる可能性があると指摘する。次に、家庭内における性的自己決定を解読し、性を商品化しない限りでは、どのように私的領域を画定するのかについては検討する必要があると主張する。そして、ドイツ近親相姦の憲法判例を紹介し、プライバシーに対する保護と秩序の維持を議論する。また、ドイツ、日本、中国におけるカップル間の性的強要に関する規定や判例を紹介し、検討を加える。最後、上述の三つの国における結婚を目的とする人身取引と強制結婚を考察する。ジェンダー的視点から自由に対する犯罪を見直すべきであるという方向性を賛成する。

第五章では、家庭内で生命・身体に対する犯罪を考察する。まず、日本の尊属殺違憲判決を通じて、尊属殺、卑属殺について論じる。次に、カップル間の殺人を比較法的角度から考察する。そして、暴力、虐待、遺棄などについて検討する。実務において、家庭内で発生する犯罪は被害者や他の家族構成員の意思が極めて重視される傾向があるとまとめる。

終章は、論文の用語を整理し、全文を総括したうえで、議論を発展させるための課題を提示した。一本の論文ですべての議論を収めることは困難であるため、今後の研究においてさらに深化させていく意欲を表明して締めくくる。